

静岡県教育委員会文書管理規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第7号

静岡県教育委員会文書管理規則を廃止する規則

静岡県教育委員会文書管理規則（平成13年教育委員会規則第9号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育委員会の職員が作成し、又は取得した文書等（廃止前の静岡県教育委員会文書管理規則（以下「旧規則」という。）第2条第3号に規定する文書等をいう。）については、旧規則第20条の規定を除き、なお従前の例による。